

市民還元事業 検証報告書

1. 市民還元事業検証の概要

(1) 趣旨

家庭系ごみ有料化による手数料収益の市民還元は、今年度で丸5年が経過しました。この間、市民検討会議や市議会などから、個々の市民還元事業のあり方などについて様々な意見を頂いています。今回、各事業の成果を確認し、今後の市民還元事業としての方向性(あり方)を検証します。

検証結果については、市民検討会議、新潟市清掃審議会などのご意見を踏まえて、平成 27 年度以降の市民還元事業の予算組みに反映していきたいと考えています。

(2) これまでの市民還元事業に関する主な議論や意見について

【市民検討会議】

- 資源循環型地域づくりを進めて行くうえで、環境教育・環境学習は大切である。
- 不法投棄・違反ごみ対策に力を入れて欲しい。地球温暖化対策を図ることから緑化の推進を進めてほしい。
- 各区の実情に合わせたかたちで家庭系生ごみ減量化の推進を行ってほしい。
- 古紙の地域コミュニティへの支援金3円を4円に値上げしてほしい。

【市議会】

- 古紙資源化の一層の推進、家庭系生ごみ減量化の推進は有料化まえの事業であり、今まで一般会計から出ていたお金を手数料収益で出すことに違和感はないか。
- クリーンにいがた推進員育成事業、不法投棄・違反ごみ対策、ごみ持ち去り防止対策、バイオマスの利活用、防犯灯設置補助金は一般財源で行うべき事業である。

(3) 事務局(廃棄物政策課)による検証の実施方法

市民還元事業を所管している部署に検証調書の作成を依頼し、検証調書に基づき事務局(廃棄物政策課)でヒヤリングを行いながら検証を行いました。

ア. 検証事業

平成 25 年度市民還元事業「分別意識の向上と啓発」から「地域活動への支援」までの全 14 事業とします。なお、1. 分別意識の向上と啓発については、主な事業である(1)サイチョプレスの発行、(2)マイボトルキャンペーンによるリデュース意識の啓発事業、(3)使用済小型家電の回収を検証の対象としました。

イ. 検証調書の項目

- ・還元事業採用の理由
- ・事業概要(目的, 対象, 事業内容)
- ・事業費
- ・活動実績
- ・事業成果
- ・事業としての評価
- ・今後の事業の方向性

ウ. 検証による評価の視点

- 事業は継続すべきか
- 事業の制度内容などは現状で良いか
- 事業は市民還元事業として継続するか など

2. 市民還元事業検証による評価

(1) 検証による評価の概要

検証による評価については、市民還元事業を所管している部署が作成した検証調書と検証調書に基づき事務局で行ったヒヤリングによる検証を踏まえて実施しています。

評価の結果については、「◎市民還元事業として継続」、「○平成○年度までは市民還元事業として継続、その後は平成○年度の方針決定、検証結果を踏まえて判断」、「■事業は継続するが、平成27年度より市民還元事業の対象としない」、「▲制度、事業廃止の方向で見直しを検討」の4つの区分で表したものが下記の表です。

また、事業所管課の検証内容及び事務局の検証による評価については、別紙「市民還元事業の検証と評価」に記載してあります。

【検証による評価】

事業区分／個別事業名	評価結果
1. 分別意識の向上と啓発 (1) サイチョプレスの発行 (2) マイボトルキャンペーンによるリデュース意識の啓発事業 (3) 使用済小型家電の回収	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ■事業は継続するが、平成27年度より市民還元事業の対象としない
2. クリーンにいがた推進員育成事業	◎市民還元事業として継続
3. ごみ集積場設置等補助金 (1) ごみ集積場設置等補助金 (2) カラスネットの譲与	◎市民還元事業として継続 ○平成27年度までは市民還元事業として継続、その後は平成27年度の方針決定を踏まえて判断
4. 地域清掃等への助成	◎市民還元事業として継続
5. 不法投棄・違反ごみ対策 (1) 民間委託による監視パトロールの実施 (2) 監視カメラの設置 (3) 廃家電等不法投棄物の処理	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続
6. ごみ集積場持ち去り防止対策	■事業は継続するが、平成27年度より市民還元事業の対象としない
7. 古紙資源化の一層の推進 (1) 集団資源回収奨励金 (2) 行政収集支援金	◎市民還元事業として継続 ▲制度廃止の方向で見直しを検討
8. 家庭系生ごみ減量化の推進 (1) 生ごみ堆肥化容器、家庭用電動生ごみ処理機購入補助 (2) 乾燥生ごみ拠点回収事業 (3) 生ごみ減量運動の推進	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続

事業区分／個別事業名	評価結果
9.古布・古着の拠点改修費	◎市民還元事業として継続
10.環境教育・環境学習に対する支援 (1)小学生用副読本作成費 (2)環境教育副読本の配布 (3)にいがた市民環境キャンパス (4)環境教育実践協力校 (5)環境と人にやさしい敷地内緑化推進支援事業	◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続 ◎市民還元事業として継続
11.バイオマス利活用 (1)菜の花プラン (2)廃天ぷら油の拠点回収	▲事業廃止の方向で見直しを検討 ◎市民還元事業として継続
12.防犯灯設置補助金	○平成 29 年度までは市民還元事業として継続, その後は平成 29 年度の検証結果を踏まえて判断
13.ごみ出し支援	◎市民還元事業として継続
14 地域活動への支援	◎市民還元事業として継続

ア.「◎市民還元事業として継続」事業について

事業実績及び成果の評価と合わせて、所管課の提出した「今後の事業の方向性」のなかに、事業の改善内容が示されています。その改善内容も踏まえて、「市民還元事業として継続」という評価を行いました。示された改善内容は以下のとおりです。

改善内容について

1. 分別意識の向上と啓発
 - (2) マイボトルキャンペーンによるリデュース意識の啓発事業
 - 飲料提供店・マイボトル販売店を拡大
 - キャンペーン内容の見直し(スタンプラリーなどの取組み)
 - 広報の強化
2. クリーンにいがた推進員育成事業
 - ごみ出しマナー, ルールが守られない地域への清掃事務所職員によるピンポイントでの指導
 - 施設見学会の見学施設見直し
5. 不法投棄・違反ごみ対策
 - (1)民間委託による監視パトロールの実施
 - 効率的・効果的なパトロールルートの設定
 - サイチョプレスを活用した市民への周知と協力
 - (2)監視カメラの設置
 - 効率的な監視カメラ及び不法投棄禁止看板の設置場所の選択
 - サイチョプレスを活用した市民への周知と協力
8. 家庭系生ごみ減量化の推進
 - (1)生ごみ堆肥化容器, 家庭用電動生ごみ処理機購入補助

- 家庭用電動生ごみ処理機の補助上限額の見直し
- (2) 乾燥生ごみ拠点回収事業
 - 回収場所の見直し
 - 広報の強化
- (3) 生ごみ減量運動の推進
 - 初心者を対象とした講座の開催
 - 分かりやすい啓発映像を作成し、市ホームページでの公開や各種講座での活用
 - マンガ版ガイドブックによる広報の強化

9. 古布・古着の拠点回収費

- 清掃事務所や清掃センターにおける土曜日回収の実施

10. 環境教育・環境学習に対する支援

(2) 環境教育副読本の配布

- 次回改定時(平成27年度予定)にアンケートを実施し、内容や利用促進を検討
- 副読本の巻末に環境教育実践協力校の報告書を掲載し、実践校の活動内容の周知拡大
- 学校への広報活動強化により副読本活用機会の拡大

(3) いがた市民環境キャンパス

- 使い勝手を良くするためにウェブサイトシステムの見直し
- 市民団体の育成に向けた団体同士の交流会を開催

(4) 環境教育実践協力校

- バス借上げ代や講師招致の費用拡充

(5) 環境と人にやさしい敷地内緑化推進支援事業

- 実施校を増やすための増額検討

14. 地域活動への支援

- 平成26年度からの実施に向けて、事業内容に応じた3段階の補助率と対象事業の整理

また、「市民還元事業として継続」と評価した事業においても検証から、以下の事業において廃棄物対策課から区役所に受付、相談から決定、支払いまでの一連の事業を任せることで処理時間の短縮など、運用面での効果が高いと見込めることから、今後、区役所との協議を進める必要がある。

3. 生ごみ集積場設置等補助金

4. 地域清掃等への助成

13. 生ごみ出し支援 など

イ.「○平成○年度までは市民還元事業として継続、その後は平成○年度の方針決定、検証結果を踏まえて判断」事業について

3. 生ごみ集積場設置等補助金 (2) カラスネットの譲与

カラスネットの譲与については、現在の申請状況より、所管課が見直しの方向性を示しています。事務局としても、所管課の計画に沿った見直を進めるべきであるという評価を

行いました。

計画では、平成 26 年度に申請者に対してカラスネットに関するアンケート調査を行い、その結果をもとに、平成 27 年度に見直し方針を決定する計画であることから、「平成 27 年度までは市民還元事業として継続、その後は平成 27 年度の方針決定を踏まえて判断」としました。

12. 防犯灯設置補助金

防犯灯設置補助金については、平成 25 年度からの電気料補助制度の変更と併せた LED 灯年間 1 万灯の設置計画(平成 25～29 年度の 5 か年計画)が順調に進んでいます。この状況を踏まえ、5 か年計画の最終年度である平成 29 年度に事業の検証を行い、LED 灯の設置目標達成後は、所管課と協議のうえ進めるという評価から、「平成 29 年度までは市民還元事業として継続、その後は平成 29 年度の検証結果を踏まえて判断」としました。

ウ。「■事業は継続するが、市民還元事業の対象としない」事業について

1. 分別意識の向上と啓発 (3)使用済小型家電の回収

使用済小型家電の回収については、拠点の拡大がほぼ終了したことから、回収量の増加による小型家電の売払い収入で、今後の事業経費を賄うことができるという評価から、「事業は継続するが、平成 27 年度から市民還元事業の対象としない」としました。

6. ごみ集積場持ち去り防止対策

ごみ集積場持ち去り防止対策については、持ち去り禁止の条例化やパトロールの実施により、安心して安全なごみ出し環境が確保されていることや事業の予算規模が大幅に縮小されたことなどから、市民還元事業とした理由が達成されたという評価から、「事業は継続するが、平成 27 年度から市民還元事業の対象としない」としました。

エ。「▲制度、事業廃止の方向で見直しを検討」事業について

7. 古紙資源化の一層の推進 (2)行政収集支援金

行政収集支援金については、集団資源回収との関係で、古紙をめぐる自治会と地域コミュニティ協議会の対立が見られることなどから、所管課が廃止に向けた見直し検討の方向性を示しています。事務局としても、地域コミュニティ協議会の間で不均一な支援金額の実態があることなどから、所管課の計画に沿った見直しを進めるべきであるという評価から、「制度廃止の方向で見直しを検討」としました。

11. バイオマス利活用 (1)菜の花プラン

菜の花プランについては、参加者の動向や社会的ニーズから所管課は廃止も視野に入れた事業の在り方の検討を示しています。事務局としても、所管課の計画に沿った見直しを進めるべきであるという評価から、「制度廃止の方向で見直しを検討」としました。